

提出日・振込日につきましては、期限厳守にてご対応願います。

時 期	普通傷害 保 壹 險	遺族年金 特約制度	三大疾 病特約制度 オプション	退職後 継続病気 入院制度	備 考
2025年 1月	上旬	「パンフレット」「説明日程希望調査票」送付			・定年退職の方は、愛知教職員組合連合会よりご本人様宛に送付いたします。 ・定年前早期退職者は、愛知教職員組合連合会より分会長宛で送付いたします。 ※事前連絡をいただいた方は愛知教職員組合連合会よりご本人様宛に送付する場合もございます。
	27日	「説明日程希望調査票」提出締切			・必要事項をご記入のうえ、愛知県学校生活協同組合にご提出ください。 ・希望日程に基づき、勤務先への訪問もしくは電話での説明(予定)を実施いたします。
2月	上旬 ～下旬	「確認書」「口座振替用紙（遺族年金特約制度用）」 の配布または送付			・ご退職後の保障のお取り扱いについて意思確認をさせていただきます。
3月	3日	「確認書」「口座振替用紙（遺族年金特約制度用）」提出締切 提出先：愛知県学校生活協同組合			・必要事項をご記入のうえ、愛知県学校生活協同組合にご提出ください。
	中旬	「愛教組連合グループ保険4～6月分掛金」 振込用紙送付			・確認書の希望内容に基づき、愛知県学校生活協同組合より送付いたします。
	下旬	「愛教組連合グループ保険4～6月分掛金」振込締切 振込先：愛知県学校生活協同組合			・期限までのお振込をお願いいたします。
5月	中旬	申込書送付	—	—	・確認書の希望内容に基づき、明治安田ライフプランセンターより普通傷害保険の申込書を送付いたします。
	下旬	申込書提出締切 提出先：明治安田 ライフプランセンター	—	「7～12月分掛金」振込用紙 「2026年1～12月分掛金」 口座振替用紙 送付	・確認書の希望内容に基づき、愛知教職員組合連合会より振込用紙と口座振替用紙を送付いたします。
6月	上旬	保険料振込用紙送付 （※1）	—	「7～12月分掛金」振込締切 振込先：愛知ライフサービス 「2026年1～12月分掛金」 口座振替用紙提出締切 提出先：愛知ライフサービス （※2）	※1申込書の内容に基づき、明治安田ライフプランセンターより振込用紙を送付いたします。 ※2確認書の希望内容に基づき、愛知教職員組合連合会より振込用紙を送付いたします。
	下旬	保険料振込締切 振込先：明治安田 ライフプランセンター	—	—	7月1日の加入(成立)となりますので、6月中に必ず保険料の着金が必要となり、6月中に着金しなかった場合は契約不成立となりますのでご注意ください。
7月	1日 下旬	退職者制度加入（成立）日 —	「7～12月分掛金」振替 ご指定の口座より振替	—	

※翌年度(2026年1月)以降の遺族年金特約制度・三大疾病特約制度・三大疾病特約制度オプション・退職後継続病気入院制度の掛金につきましては、口座振替とさせていただきます。

※遺族年金特約制度の掛金の振替に加えて、事務手数料2,962円(税込)がかかります。

●「確認書」をご提出いただいた方は、上記スケジュールどおり、手続関係書類を送付させていただきます。  
退職者制度にご加入される場合は、まずは「確認書」をご提出ください。

●ご不明点は引受会社・取扱代理店明治安田までご連絡ください。

TEL : 052 - 951 - 9100 - 9115 【担当】松本、横井、仲  
平日9:00～17:00(土・日・祝および年末年始を除きます)

## 保存版

2025年3月末退職者用

## 愛教組連合グループ保険

## 退職者制度のご案内

ご退職後の確かな安心のために…

制度  
1

## 普通傷害保険

(天災補償特約・熱中症補償特約・食中毒補償特約・賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付  
普通傷害保険【損害保険】)  
10年間のケガによる入院・通院等…充実した補償内容です。P  
3～6制度  
2

## 遺族年金特約制度

(年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】)  
新規加入はできません。在職中加入者のみ継続可能です。P  
7～8, 14～16,  
21～25制度  
3-1

## 三大疾病特約制度

(7大疾病保障特約付・がん・上皮内新生物保障特約付・リビング・ニーズ特約付集団報無配当  
特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)  
新規加入はできません。在職中加入者のみ継続可能です。P  
9～11, 14,  
17～19, 21～25制度  
3-2

## 三大疾病特約制度オプション

(リビング・ニーズ特約付集団報無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)  
新規加入はできません。在職中加入者のみ継続可能です。P  
12, 14,  
17～19, 21～25制度  
4

## 退職後継続病気入院制度

(愛教組連合独自共済【自家共済】)  
病気が原因でご入院された場合、1日目から入院給付金をお支払いします。P  
13, 14

## ご退職後のお取扱いについて

- ・説明日程調整のため、「説明日程希望調査票」を必ずご提出ください。
- ・ご対象の方には、訪問または電話によるご案内をさせていただく予定です。

【引受会社・取扱代理店】明治安田生命保険相互会社【TEL】052-951-9100-9115  
平日9:00～17:00 (土・日・祝および年末年始を除きます)

全制度、加入の機会は退職時の一回限りとなります。

※【契約概要】【注意喚起情報】はP23～P25に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

【説明日程希望調査票提出締切日】2025年1月27日(月)

愛知教職員組合連合会

【加入手続き等に関するお問い合わせ先】

明治安田生命保険相互会社 中部公法人部法人営業第一部 Tel052-951-9115

(受付時間 9:00～17:00 除土日・祝日)

# 退職者制度について

退職者制度への加入は年度末退職の方に限ります

現職中

退職

退職者制度

## 1 グループ保険

保障範囲 死亡・高度障害・ケガ・病気

## 2 遺族年金特約制度

継続最高年齢 75歳  
(75歳まで更新可能)※1  
(76歳満了)

## 三大疾病特約制度【75歳コース】

継続最高年齢 74歳 (75歳満了)※2

保障範囲 特定疾病・死亡・高度障害

特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。

## 三大疾病特約制度【オプション】

継続最高年齢 70歳 (70歳まで更新可能)※1

保障範囲 特定疾病・死亡・高度障害 (71歳満了)

## 三大疾病特約制度【70歳コース】

継続最高年齢 69歳 (70歳満了)※2

保障範囲 特定疾病・死亡・高度障害

特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。

## 4 就業不能サポート制度

保障範囲 就業不能

## 普通傷害保険

保障範囲 ケガ・賠償責任(保険期間

10年間)

本人 配偶者

1 グループ保険

保障範囲 死亡・高度障害・ケガ・病気

## 遺族年金特約制度

退職後75歳まで継続可能です。

本人 配偶者

## 三大疾病特約制度【75歳コース】

保障範囲 【特定疾病等】所定の悪性新生物(がん)とき、急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたときのほか、死亡・所定の高度障害時に一時金をお支払いします。特約を付加することにより7大疾病

(主契約) 本人 配偶者

と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられた手術を受けられたときのほか、死亡・所定の高度障害時に一時金をお支払いします。および上皮内新生物を保障します。

## 7大疾病保障特約

保障範囲 【7大疾病】所定の悪性新生物(がん)の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬

と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度変を発病して所定の状態(※3)になったとき

## がん・上皮内新生物保障特約

保障範囲 悪性新生物(がん)・上皮内新生物

所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき

## 退職後継続病気入院制度

保障範囲 【入院給付金】

【75歳コース】 本人 配偶者

・病気が原因で入院された場合、入・1日目より、日額5,000円をお支【手術見舞金】  
・病気が原因で入院し、かつ手術を・1入院につき1回20,000円をお

院給付金をお支払いします。

受けられた場合、手術見舞金をお支払いします。

には「所定の手術を受けたとき」を含みます。  
への加入は、三大疾病特約制度(主契約)への加入が必要となります。  
退職後に新規での加入はできません。

## 三大疾病特約制度オプション

保障範囲 【特定疾病等】所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、のほか、死亡・所定の高度障害時に

本人 配偶者

ん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたと一時金をお支払いします。

※三大疾病特約制度オプションへの加入は、三大疾病特約までとなります。三大疾病特約制度オプションは、退職

制度75歳コースへの加入が必要となります。最高継続年齢は70歳後に新規での加入はできません。

## 三大疾病特約制度【70歳コース】

保障範囲 【特定疾病等】所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたときのほか、死亡・所定の高度

本人 配偶者

ん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたときのほか、死亡・所定の高度

## 退職後継続病気入院制度【70歳コース】

保障範囲 【入院給付金】  
・病気が原因で入院された場合、入・1日目より、日額5,000円をお支【手術見舞金】  
・病気が原因で入院し、かつ手術を・1入院につき1回20,000円をお

院給付金をお支払いします。

受けられた場合、手術見舞金をお支払いします。

69歳 70歳 71歳 74歳 75歳 76歳 継続最高(可能)年齢 満了時保険年齢

— — — — — —

75歳 76歳

74歳 75歳

70歳 71歳

69歳 70歳

保障内容、保険料等の詳細は退職者制度のパンフレットでご確認ください。

「三大疾病特約制度(70歳・75歳コース)」「三大疾病特約制度オプション」「退職後継続病気入院制度」には配当金はありません。

年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。

\*1 遺族年金特約制度、三大疾病特約制度オプションの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直前の更新日の前日までです。

\*2 三大疾病特約制度75歳コース、三大疾病特約制度70歳コースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

70歳・75歳コースとともに、現職中にご加入されている方は、ご退職後も両方加入することができます。  
70歳までは支払事由に該当した場合三大疾病特約制度、退職後継続病気入院制度とも両コースからお支払いします。  
「三大疾病特約制度」と「退職後継続病気入院制度」ではお支払の対象となる支払事由が異なります。

退職後のお取扱いは ありません。

# 普通傷害保険

天災補償特約・熱中症補償特約・食中毒補償特約・賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付普通傷害保険【損害保険】

※配当金の還付はありません。

## のご案内

### 保険の概要

「普通傷害保険」は、国内外を問わず、被保険者(保険の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いする保険です。また、偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を行行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合に被保険者(保険の補償を受けられる方)が被害者に支払うべき損害賠償金、訴訟費用等を補償します。

交通事故に遭い  
骨折した。

濡れた床で滑って  
ケガをした。

スキー中に転倒、  
アキレス腱が切れた。

飼い犬が他人に  
噛みつき、ケガをさせた。  
自転車で通行人に  
ぶつかり、ケガをさせた。

※仕事上の事故  
を除きます。



傷害事故の例



賠償事故の例

### 加入資格

「グループ保険」に本人の退職日直前まで継続してご加入の本人および配偶者(保険期間開始日現在、満15歳~満75歳までの方)

なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(フレリーを含みます)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

### 保険期間

保険料のお払い込みがあった月の翌月1日から10年間です。※保険契約申込書にてご確認ください。

### 補償内容・保険料

職業・職務	無職・教員・事務・販売など				農業・自動車運転手・建設作業者など			
職種級別	A級(危険の少ない職業)				B級(危険の大きい職業)			
申込型	10G型	20G型	30G型	40G型	10G型	20G型	30G型	40G型
一時払保険料	10万円	20万円	30万円	40万円	10万円	20万円	30万円	40万円
死亡・後遺障害保険金	276.5万円	671.9万円	1,156.0万円	1,756.9万円	155.0万円	230.7万円	487.6万円	986.8万円
入院保険金日額	4,000 円	7,000 円	8,500 円	10,000 円	2,000 円	6,000 円	7,000 円	8,000 円
通院保険金日額	1,000 円	2,000 円	3,000 円	3,500 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	3,000 円
手術保険金	2.0・4.0万円	3.5・7.0万円	4.25・8.5万円	5.0・10.0万円	1.0・2.0万円	3.0・6.0万円	3.5・7.0万円	4.0・8.0万円
賠償責任保険金	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円

### 保険金のお支払いについて

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	—	次の事由によって生じた傷害 ●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ●被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●被保険者の無免許運転、法令に定める酒気帯び運転または麻薬などを使用しての運転中に生じた事故 ●被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 ●被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ●戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱または暴動(ただし、テロ行為を除きます) ●むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見(検査等)によって認められる異常所見のないもの
死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (同一の契約年度に生じた事故による傷害に対して既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額となります)	次の間に生じた事故によって被った傷害 ●被保険者が[別表1]に掲げる運動等を行っている間 ●自動車等、モーターボートなどの乗用具を用いて競技等をしている間、または競技場等において競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間
後遺障害保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度により死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (契約年度ごとに合算し死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします)	告知義務違反によりご契約が解除された場合(注)
入院保険金	傷害により、入院した場合	1日につき、入院保険金日額 (ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ)	
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 (ただし1回につき手術1回が限度)	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた金額	
通院保険金	傷害により、通院した場合 (通院とは、医師が必要であると認め、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは含みません。)	1日につき、通院保険金日額 (ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院で、かつ、90日が限度)	

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払いいただいた保険料をお返しきりません。

#### 別表1 保険金を支払わない運動等について

山岳登攀(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動(注1)ヒッケル、アイゼン、ザイルリバマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をし、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除ます。

(注2)グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3)職務として探査する場合を除きます。

(注4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

<b>賠償責任保険金</b>	<p>被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金、訴訟費用、裁判費用等に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を行行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合に被保険者(保険の補償を受けられる方)が被害者に支払うべき損害賠償金、訴訟費用等を補償します。</p>	<p>次の事由によって生じた損害 ●保険契約者、被保険者の故意 ●戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱または暴動(ただし、テロ行為を除きます) ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶・車両などの所有、使用または管理に起因する賠償責任 ●ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート、身体障害者用車いす・歩行補助車を含みません。) 告知義務違反によりご契約が解除された場合(注)</p>
		<p>※国内示談交渉サービス付</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。</p>

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払いいただいた保険料をお返しきりません。

#### 別表2 賠償責任保険金(賠償事故解決に関する特約付賠償責任保険特約)の被保険者の範囲について

賠償責任保険金(賠償事故解決に関する特約付賠償責任保険特約)における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する方をいいます。
① 本人の配偶者
② 本人またはその配偶者の同居の親族
③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
④ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(注1)。ただし、本人に関する事故に限ります。
⑤ ①から④までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
(注1)監督義務者に代わって本人を監督する方は本人の親族に限ります。
(注2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は責任無能力者の親族に限ります。
なお、本人またはその配偶者の親権は、損害の原因となった事故発生時ににおけるものといいます。

#### ★国内示談交渉サービス付

日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者にご協力いただけない場合等は利用できません。また「もらい事故」のように被保険者に損害賠償責任がない場合は、当該サービスの対象外です。

### 保険金のお支払いに関するご注意

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突然の外的アクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、靴ずれ、しもやけ、日焼け、各種職業病は該当しません。ここでいう「傷害」には、有毒ガスまたは有毒物質により急激に生ずる中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含みます)。
- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。
- 入院保険金および通院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに保険金の支払いを受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯(じんたい)・帶損傷等の傷害を被った特定の部位(注1)を固定するために、被保険者以外の医師の指示によりギブス等(注2)を常時装着したときは、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
- (注1) 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギブス等を装着した場合に限ります。)  
3. 肋(ろっ)骨・胸骨(ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限ります。) 4. 中手骨含む手指、中足骨含む足指、鼻のケガの場合は固定期間の対象外です
- (注2) ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定ができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。

### 保険金のご請求について

#### 万一、事故に遭われた場合

##### ●まずご連絡ください。

事故が発生した場合には、事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知ください。

##### ■取扱代理店 明治安田生命保険相互会社 コミュニケーションセンター 【受付時間】

フリーダイヤル(無料) 0120-555-282

午前9時~午後5時(土・日・祝日および年末年始を除きます。)

##### ■または明

## 満期返り金・契約者配当金

この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

## ケーリング・オフについて

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申し込み後であっても契約の申込みの撤回または解除（ケーリング・オフ）を行うことができます。詳しくは「重要事項説明書（重要事項のご説明）」をご覧ください。

## 告知義務

保険契約者または被保険者になる方は、ご契約時において、明治安田損害保険（株）が告知を求めたもの（告知事項）について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として、保険契約申込書に☆印または★印がついている項目のことです。その告知した内容（保険契約申込書の記載内容）が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

特に、被保険者（保険の対象となる方）の職業または職務、他の保険契約等（注）の有無については十分ご注意いただき、保険契約申込書に正しく記載してください。

（注）ここでいう「他の保険契約等」とは、傷害による死亡（後遺障害）、入院（手術）、通院を補償（保障）する商品をいい、傷害保険契約、医療保険契約、生命保険契約または共済契約をいいます。なお、他の保険契約等の加入状況によっては、通常引受可能限度額の関係上契約をお引き受けできない場合がございます。詳細については引受損害保険会社までお問い合わせください。

## 通知義務等

ご契約後において、告知した内容のうち職業または職務に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または明治安田損害保険（株）にご通知ください。遅滞なくご通知いただけない場合は、ご契約が解除されたり、保険金を削減してお支払いすることができますので、十分ご注意ください。

【通知事項】職業または職務に変更が生じた場合（新たに職業に就いた場合、職業をやめた場合を含みます。）

●変更によって、以下の職業または職務に該当した場合は、ご契約が解除されることがあります。

オートテスター（テスライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●ご契約後、ご契約者が住所または通知先を変更された場合は、ただちに取扱代理店または明治安田損害保険（株）にご通知ください。

ご通知いただかないと重要なお知らせがご案内できることになります。

## 特約の補償の重複について

賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や明治安田損害保険株式会社以外の保険契約・特約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますか、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約ください。（※）

（※）1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解除したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

## 死亡保険金受取人について

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。被保険者の法定相続人以外の特定の方を死亡保険金受取人に定める場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままに契約した場合には、保険契約が無効となります。

## ご契約の解約について

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または明治安田損害保険（株）にお申し出ください。

ご契約者からの通知により、ご契約を保険期間中に解約した場合、ご契約の経過年月数（注）に応じて、お払い込みいただいた保険料に所定の率を乗じた額を返還いたします。

（注）経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

## 重大由による解除について

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することができます。

- ①ご契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合
- ②ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者または保険金受取人が、保険金の請求について詐欺を行なった場合 など  
この場合には、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。

## その他

・このパンフレットは、商品の概要を説明したもの。

保険金のお支払条件、ご契約の手続き、告知・通知義務、その他の詳しい内容は、取扱代理店または明治安田損害保険（株）にご照会ください。

・取扱代理店は、明治安田損害保険（株）との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、契約条件変更のご通知の受領等の代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、明治安田損害保険（株）と直接契約されたものとなります。

・取扱代理店または明治安田損害保険（株）が保険料を領収してはじめて保険金支払いの責任を負います。保険料は必ずご契約と同時に振り込みくださいようお願いいたします。なお、所定の口座に保険料をお振り込みいただいた場合は、原則として保険料領収証の発行を省略させていただいております。

・ご契約に際しましては、必ず「重要事項説明書（重要事項のご説明）」・「ご契約のしおり」をご覧ください。

・保険証券は、お客様のご契約内容を記載したものです。内容をご確認のうえ、約款・特約集とともに大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても届かない場合は、取扱代理店または明治安田損害保険（株）までお問い合わせください。

・明治安田損害保険（株）の個人情報の取扱いは、次のとおりです。

当社はお客様の情報を、必要に応じ、次の目的で利用させていただきます。

- 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- 関連する会社（※）を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理  
(※) 明治安田生命保険相互会社のホームページ (<https://www.meijiyasuda.co.jp/>) の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。
- 当社業務に関する情報提供、運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務  
要配慮個人情報等のセンシティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。なお、上記利用目的に必要な範囲で、代理店・業務委託先（明治安田生命を含みます。）、保険金支払いに係る関係先や再保険会社等へ、この契約に係るお客様の情報を提供することができます。  
また、適正な保険契約のお引受け等を目的とし、他の損害保険会社等との間で、お客様の情報を共同利用することができます。  
詳しくは明治安田損害保険株式会社ホームページ (<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>) をご覧ください。

## 「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金・返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、保険期間が1年を超える傷害保険契約は、契約者保護のしくみである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金・返れい金等は原則として90%まで補償されます。ただし、引受損害保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間に超えていた場合は、保険金・返れい金等の補償割合は90%を下ります。

## ●損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室

0120-255-400 [フリーダイヤル（無料）]

【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日および年末年始を除きます。）

## ●指定紛争解決機関（保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡）

明治安田損害保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。明治安田損害保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808 [ナビダイヤル（有料）]

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

【受付時間】午前9時15分～午後5時（土・日・祝日および年末年始を除きます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<http://www.sonpo.or.jp/>) をご覧ください。

## 第二連絡先のご登録について

大規模災害等が発生してご契約者・被保険者との連絡が困難となった場合や、明治安田損害保険株式会社から送付する各種お手続きのご案内等が届かない場合に備えて、ご契約者とは別に、ご家族の連絡先（第二連絡先）のご登録をお願いしております。第二連絡先をご登録いただきますと、ご契約者と連絡がとれない場合に、第二連絡先にご契約者の最新の連絡先や被保険者の安否などを確認させていただくことで、すみやかなご連絡・お手続きのご案内ができるようになります。

### ■「第二連絡先」にご登録可能な対象者について

○1契約につき1名のみご登録いただけます。

○日本国内にお住まいのご家族等をご登録いただけます。

なお、ご登録にあたっては以下の方をおすすめしております。

①死亡保険金受取人

②別居のご家族

※お手続き等はご契約後毎年お送りする「ご契約内容のお知らせ」通知をご確認ください。

## ご契約のお申し込み方法について

### ①意思確認用紙をご記入のうえ、団体窓口にご提出ください。

意向確認【ご契約前のご確認】普通傷害保険は、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご契約にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

申込書を明治安田ライフプランセンター㈱よりご自宅宛に送付いたします。

### ②申込書に必要事項をご記入のうえ、明治安田ライフプランセンター㈱にご返送ください。

意向確認【ご契約前のご確認】ご契約にあたっては「ご契約のしおり」「重要事項のご説明（契約概要・注意喚起情報）」の内容とあわせて、補償内容・保険金・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険料振込用紙を明治安田ライフプランセンター㈱よりご自宅宛に送付いたします。

### ③保険料振込用紙にて、保険料を最寄りの金融機関からお振り込みください。

保険料入金を確認後、保険証券を明治安田損害保険㈱よりご自宅宛に送付いたします。

### ④ご契約成立後のご照会などは、取扱代理店または明治安田損害保険㈱にお問い合わせください。

【取扱代理店】明治安田ライフプランセンター㈱

〒171-0033 東京都豊島区高田3-19-10 7階  
TEL 03-5952-1061

明治安田生命保険相互会社 中部公法人部法人営業第一部  
〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3-15-28 明治安田生命名古屋錦ビル3F  
TEL 052-951-9100・9115

【引受損害保険会社】明治安田損害保険株式会社 営業推進部

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1  
TEL 03-3257-3177

有限会社愛知ライフサービス

〒460-0012 愛知県名古屋市中区千代田2-14-13 鶴飼ビル5F  
TEL 052-748-9431

# 遺族年金特約制度

年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】

ご退職日までご加入されていた方のみ継続可能です。今回新規加入手続きはできません。  
※1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合には配当金として還付します。

**意向確認【ご加入前のご確認】** 遺族年金特約制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

## 制度の特長

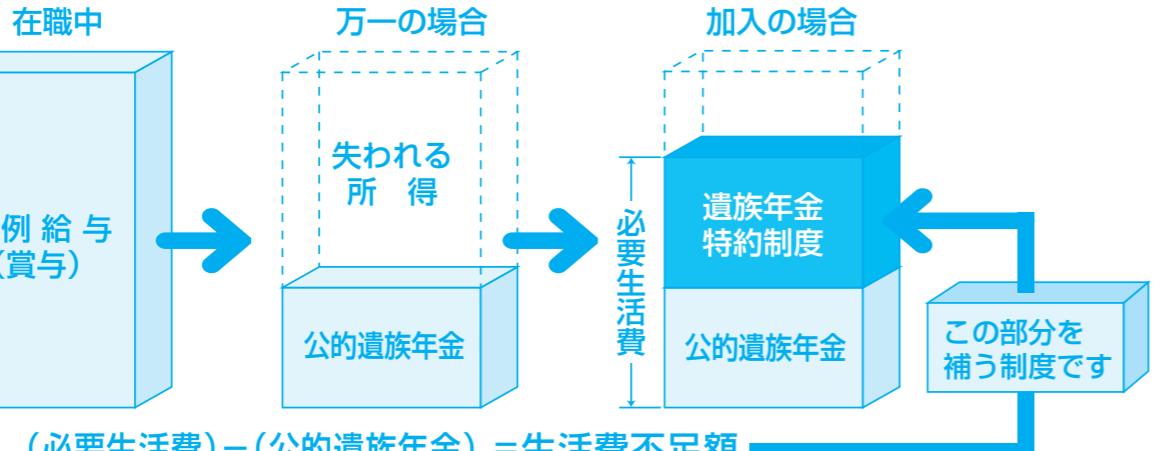
- Point 1** 現職中同様、組合のスケールメリットにより、お手頃な掛金で継続できます。
- Point 2** 現職中同様、1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合、配当金としてお返しします。
- Point 3** 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- Point 4** 退職後75歳まで継続可能です。

## 遺族年金特約制度 ご加入についての 注 意 事 項

- ・2025年9月頃、本制度を継続される方へ、「遺族年金特約制度専用申込書」をご自宅宛て送付いたします。ご退職後は、「遺族年金特約制度専用申込書」にて、8ページ記載の「退職者専用コース」への変更を頂く必要がありますので、必ず専用申込書をご提出ください。なお、申込書のご提出がなかった場合、脱退となりますのでご注意ください。
- ・原則、保険期間中の任意による脱退はできませんので、この場合原則返金はいたしません。
- ・ご退職後の掛金払込方法につきましては、2025年4月～6月分はお振込み、2025年7月～12月分は口座振替、2026年1月分以降は口座振替による年払いとなります。

【加入対象区分：本人・配偶者】

## 公的遺族年金を補完し、家族の生活と安心を守ります。



1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合には配当金として還付します。

※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。  
配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

## 遺族年金特約制度の保障内容

【退職者専用コース】※退職とは教員の退職を指します。(再任用も退職に含みます)  
【加入対象区分：本人・配偶者】300万円コース【死亡・高度障害のとき】

受取期間=5年

年齢	受取期間	初年度受取額(月額)	平均受取額(月額)	最終受取額(月額)	年金原資(死亡・高度障害保険金)	年金総受取額	月額掛金(本人)		月額掛金(配偶者)	
							男性	女性	男性	女性
16~35歳(1989.7.2~2009.7.1)	年 5	約 4.7	約 5.0	約 5.3	300	303	201円	132円	201円	132円
36~40(1984.7.2~1989.7.1)							255	219	255	219
41~45(1979.7.2~1984.7.1)							345	264	345	264
46~50(1974.7.2~1979.7.1)							504	384	504	384
51~55(1969.7.2~1974.7.1)							768	537	768	537
56~60(1964.7.2~1969.7.1)							1,167	714	1,167	714
61~65(1959.7.2~1964.7.1)							1,827	969	1,827	969
66~70(1954.7.2~1959.7.1)							2,709	1,308	2,709	1,308
71(1953.7.2~1954.7.1)							3,546	1,734	3,546	1,734
72(1952.7.2~1953.7.1)							3,927	1,932	3,927	1,932
73(1951.7.2~1952.7.1)							4,362	2,169	4,362	2,169
74(1950.7.2~1951.7.1)							4,872	2,424	4,872	2,424
75(1949.7.2~1950.7.1)							5,469	2,703	5,469	2,703

<本人・配偶者>600万円コース【死亡・高度障害のとき】

受取期間=10年

年齢	受取期間	初年度受取額(月額)	平均受取額(月額)	最終受取額(月額)	年金原資(死亡・高度障害保険金)	年金総受取額	月額掛金(本人)		月額掛金(配偶者)	
							男性	女性	男性	女性
16~35歳(1989.7.2~2009.7.1)	年 10	約 4.5	約 5.1	約 5.8	600	622	402円	264円	402円	264円
36~40(1984.7.2~1989.7.1)							510	438	510	438
41~45(1979.7.2~1984.7.1)							690	528	690	528
46~50(1974.7.2~1979.7.1)							1,008	768	1,008	768
51~55(1969.7.2~1974.7.1)							1,536	1,074	1,536	1,074
56~60(1964.7.2~1969.7.1)							2,334	1,428	2,334	1,428
61~65(1959.7.2~1964.7.1)							3,654	1,938	3,654	1,938
66~70(1954.7.2~1959.7.1)							5,418	2,616	5,418	2,616
71(1953.7.2~1954.7.1)							7,092	3,468	7,092	3,468
72(1952.7.2~1953.7.1)							7,854	3,864	7,854	3,864
73(1951.7.2~1952.7.1)							8,724	4,338	8,724	4,338
74(1950.7.2~1951.7.1)							9,744	4,848	9,744	4,848
75(1949.7.2~1950.7.1)							10,938	5,406	10,938	5,406

- ・記載の掛け金は正規掛け金です。
- ・本制度は主契約（新・団体定期保険）と特約（年金払特約、半年払保険料併用特約）をセットしたものです。
- ・配偶者の加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も、配偶者は同時に脱退となります。
- ・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定期率、予定期率、予定期率）で計算しています。
- ・実際の年金額は年金基金設定時に引受け会社が定める基礎率および引受け金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ・本制度は愛知県学校生活協同組合が契約者となります。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。
- (例) 保険年齢40歳=2025年1月1日現在満39歳6カ月を超える40歳6カ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛け金は前年度と変わります。
- ・記載の掛け金は2025年1月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。
- なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。
- ・いずれか1種類を選んでください。



## 保 障 内 容 等

各保険金の主なお支払事由は次のとおりです。

●被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類と お支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾患例 <sup>※1</sup>
特定 疾 病 保 险 金  ※13	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて <sup>※2</sup> 悪性新生物と診断確定 <sup>※3</sup> されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 <sup>※4</sup> ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、急性心筋梗塞を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 <sup>※6</sup> が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>※7</sup> を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、脳卒中を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>※7</sup> を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、糖尿病を発病 <sup>※5</sup> し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 <sup>※8</sup> を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、高血圧性疾患を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により高血圧性網膜症 <sup>※9</sup> であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 <sup>※10</sup> を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき <sup>※11</sup>	
がん・上皮内新生物保険金		加入日前を含めてはじめて <sup>※12</sup> 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 <sup>※3</sup> されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病 <sup>※5</sup> により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾患には、上記のほか、無配当特定疾病保険定期保険(Ⅱ型)普通保険約款(付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中)に定義付けられない疾患も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病变が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎孟・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎孟・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかるインスリン療法は含まれません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限りません。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり 特約」7大疾病保険特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることができます。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険のお支払事由にかかる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することができます。

本内容は75歳コース(7大疾病保険特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付集団扱無配当特定疾病保険定期保険(Ⅱ型))について記載しております。70歳コースの方は、ご加入時のパンフレットおよび「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。

ただし、このパンフレットの「お支払いできない場合について(解除・免責等)」に記載の、重大事由による解除の内容については現在ご加入の部分についても適用となります。

3-2

## 三大疾病特約制度オプション

クリビング・ニーズ特約付集団扱無配当特定疾病保険定期保険(Ⅱ型)[生命保険]

ご退職日までご加入されていた方のみ継続可能です。今回新規加入手続きはできません。<sup>※配当金の還付はありません。</sup>

意向確認【ご加入前のご確認】 三大疾病特約制度オプションは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。  
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

### 三大疾病特約制度 オプションご加入 についての注意事項

※三大疾病特約制度オプションへの加入は、三大疾病特約制度70歳コース未加入者かつ三大疾病特約制度75歳コースに加入している方のみを対象とします。  
※最高継続年齢は70歳までとなります。  
●現在加入の三大疾病特約制度と掛金体系が異なり、三大疾病特約制度オプションは更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛け金が上昇します。  
※配偶者のみの加入はできません。必ず本人とセットで加入してください。  
●三大疾病特約制度75歳コース脱退の場合、同時に脱退となります。  
※ご退職後の掛け金払込方法につきましては、2025年4月~12月分はお振込み、2026年1月分以降は口座振替による年払いとなります。

### 制 度 の 特 長

●特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。

●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

### 加 入 例

三大疾病特約制度75歳コースと三大疾病特約制度オプションに加入すると、合計400万円の保障を準備することができます。

### 保 障 内 容

[加入対象区分：本人・配偶者]

所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき

特定疾病保険金

死亡・所定の高度障害のとき

死亡・高度障害保険金

200  
万円

\* 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

《リビング・ニーズ特約》余命6か月以内と判断されるとき、死亡保険金の前払請求ができます。

●被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類と お支払対象の疾病	お 支 払 事 由	お支払対象と ならない疾患例 <sup>※1</sup>
●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて <sup>※2</sup> 悪性新生物と診断確定 <sup>※3</sup> されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 <sup>※4</sup> ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、急性心筋梗塞を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 <sup>※6</sup> が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>※7</sup> を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
●脳卒中 (くも膜下出血・ 脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、脳卒中を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病的治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>※7</sup> を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
死亡保険金	死亡されたとき	
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 <sup>※5</sup> により所定の高度障害状態になられたとき	

※1 お支払対象とならない疾患には、左記のほか、無配当特定疾病保険定期保険(Ⅱ型)普通保険約款(付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中に定義付けられない疾患も含まれます。詳細については約款をご覧ください)。

※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることができます。

※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病变が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎孟・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎孟・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。

※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

### 月 額 掛 金

保険期間1年、集団扱月払、保険金額200万円

(単位：円)

年 齢	月額掛金(男性)	月額掛金(女性)	年 齢	月額掛金(男性)	月額掛金(女性)
	200万円	200万円		200万円	200万円
16~20 歳	286	236	46~50 歳	1,592	1,470
21~25	388	286	51~55	2,654	1,928
26~30	398	368	56~60	4,166	2,380
31~35	496	532	61~65	6,504	3,386
36~40	678	790	66~70	9,638	4,478
41~45	946	1,162			

この制度の掛け金は年単位の契約毎日ごとに総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の掛け金は総保険金額100万円以上300億円未満の場合の掛け金です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、掛け金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約毎日より正規掛け金を適用します。〇年齢は保険年齢です。保険年齢は満60歳を基準に1年未満の端数について6ヶ月以下は切り捨て、6ヶ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2025年1月1日現在満39歳6ヶ月を超えて40歳6ヶ月まで加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内にご契約のしおり 約款に定める身故障害の状態になった時、その後の保険料のお払込みを免除し保険料が引き続き込まれるものとしてお取扱いします。記載の掛け金等はパンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛け金等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛け金等も改定されることがあります。本人および配偶者の保険金の受取人は被保険者となります。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

# 退職後継続病気入院制度

『退職後継続病気入院制度』は『三大疾病特約制度』をご継続される方のみご加入いただけます。

※三大疾病特約制度はご退職日までご加入されていた方のみご継続可能です。  
※配当金の還付はありません。

## 保障内容・掛金

病気が原因でご入院された場合、1日目より入院給付金をお支払いします。

病気が原因でご入院し、かつ手術を受けられた場合、1入院につき1回手術見舞金をお支払いします。

コース	給付額		
	入院	手術	制度改定4年目
70歳コース	1日目より 日額 5,000 円	1入院につき 1回 20,000 円	月額掛金 2,000 円
75歳コース	1日目より 日額 5,000 円	1入院につき 1回 20,000 円	月額掛金 2,000 円

70歳コース75歳コース両方ご加入されると…

コース	給付額		
	入院	手術	制度改定4年目
70歳コース + 75歳コース	1日目より 日額 10,000 円	1入院につき 1回 40,000 円	月額掛金 4,000 円

**注** 70歳以降は、75歳コースのみの給付額・掛金となります。

### <入院給付金>

病気が原因でご入院された場合、日額5,000円の入院給付金をお支払いします。

※ 1日目よりお支払いします。

※ 入院給付日数につきましては、1入院につき120日を限度とし、給付限度支払直後の180日間は無給付期間となります。

※ 入院給付日数につきましては累計し、その日数が120日に達した場合、直後の180日間は無給付期間となります。

※ 通算給付日数は、700日を限度とします。

### <手術見舞金>

病気が原因でご入院し、かつ手術を受けられた場合、1入院につき1回、20,000円の手術見舞金をお支払いします。

### <満期祝金>

本人が満期（70歳・75歳）まで継続加入された場合には、満期祝金として60,000円をお支払いします。

配偶者が満期まで継続加入された場合、もしくは本人の満期脱退にともなう脱退の場合、70歳コースは払込掛金の4分の1、75歳コースは払込掛金の6分の1を満期祝金としてお支払いします。ただし60,000円を上限とします。途中解約された場合は、残余期間分の掛金はご返金します。その際、満期祝金はお支払いできません。

### <掛金>

掛け金はご加入時から満期まで一律です。

ご退職後の掛け金につきましては、年払いまたは一括払いをご選択いただけます。

※ 三大疾病特約制度オプションにご加入の方は年払いのみの取扱いとなります。

月額掛金 2,000円

年払い 2,000円×12カ月分 → 24,000円

一括払い 24,000円×○年分

※ 適切な掛け金を設定するため、年度末収支決算において再計算を行います。掛け金は改定される場合がございます。

『退職後継続病気入院制度』は愛知教職員組合連合会独自の運営による自家共済制度のため、生命保険料控除の対象にはなりません。また、一度解約されると再加入できませんのでご注意ください。

## 入院給付金・手術見舞金のお支払いについて

●「入院」とは医師による治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため、下記に定める病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

●「手術」とは医師による治療を目的とし、下記に定める病院または診療所において施される手術を指し、医師による診断書などに手術が明記されているものといたします。

●「病院または診療所」とは、次の(I)(II)のいずれかに該当したものとします。

(I) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所

(II) (I)の場合と同等と愛教組連合が認めた日本国外にある医療施設

次のような場合には対象外の入院・手術または告知義務違反となり、入金給付金・手術見舞金をお支払いできませんので、お申込みに際し特にご注意ください。

●対象外の入院または手術

(1) 加入者の性同一性障害、アルコール依存または薬物依存を原因とする入院及び手術

(2) 臨器移植提供者による入院及び手術 (3) 加入者の故意または重大な過失による入院及び手術

(4) 正常分娩による入院、健康保険適用外入院及び吸引分娩、カシン分娩の手術給付

(5) 不慮の事故による入院及び手術 (6) 近視矯正手術給付 (7) 歯科に問わる手術給付(抜歯)

(8) 検査の為の手術給付 (9) ドレナージ術による手術給付 (10) 持の手術は根治術以外の手術 (11) レスバイト入院 (12) 精神疾患による手術

●告知義務違反による解除

(1) 告知の際、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、解除します。

(2) その他、愛教組連合役員会が適当でないと認めた場合には解除します。

## 『遺族年金特約制度』『三大疾病特約制度』『三大疾病特約制度オプション』『退職後継続病気入院制度』について

### 加入資格

#### 【遺族年金特約制度】

退職年の6月末までグループ保険・遺族年金特約制度にご加入されている本人と配偶者

※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退になります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※配偶者のみの加入はできません。そのため、本人が脱退された場合は配偶者も脱退となります。本人の満期による脱退も含みます。

※配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。

※告知していただいた内容と事実が相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

#### 【三大疾病特約制度・三大疾病特約制度オプション・退職後継続病気入院制度】

退職年の6月末までグループ保険・三大疾病特約制度・三大疾病特約制度オプションにご加入されている本人と配偶者、かつ、7月1日以降も三大疾病特約制度を継続される方。

・三大疾病特約制度70歳コースをご継続の方→退職後継続病気入院制度70歳コースにご加入できます。

・三大疾病特約制度75歳コースをご継続の方→退職後継続病気入院制度75歳コースにご加入できます。

・三大疾病特約制度両コースをご継続の方→退職後継続病気入院制度両コース、または、いずれかのコースにご加入できます。

※退職後継続病気入院制度のみのご加入はできません。

※本人について定められた特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金、死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。

※配偶者のみのご加入はできません。そのため、本人が脱退された場合は配偶者も同時脱退となります。本人の満期による脱退も含みます。

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

### 保険期間

#### 【遺族年金特約制度】

1年間(2025年1月1日～2025年12月31日)で以後毎年1年ごとに更新します。

#### 【三大疾病特約制度】

<70歳コース>

・2025年1月1日から満70歳(1月1日現在で保険年齢が69歳になられた年の契約応当日の前日)までの保険期間となります。

<75歳コース>

・2025年1月1日から満75歳(1月1日現在で保険年齢が74歳になられた年の契約応当日の前日)までの保険期間となります。

#### 【三大疾病特約制度オプション】

1年間(2025年1月1日～2025年12月31日)で以後毎年更新します。

※年齢は保険年齢を使用しておりますので、誕生日を基準に6カ月を超えると1歳繰り上げとなります。

(例：契約応当日現在満57歳5カ月と10日…57歳、満57歳6カ月と3日…58歳)

### 保障期間

#### 【退職後継続病気入院制度】

<70歳コース>

・2025年7月1日から満70歳(1月1日現在で保険年齢が69歳になられた年の契約応当日の前日)までの保障期間となります。

<75歳コース>

・2025年7月1日から満75歳(1月1日現在で保険年齢が74歳になられた年の契約応当日の前日)までの保障期間となります。

※年齢は保険年齢を使用しておりますので、誕生日を基準に6カ月を超えると1歳繰り上げとなります。

(例：契約日現在満57歳5カ月と10日…57歳、満57歳6カ月と3日…58歳)

### 配当金

#### 【遺族年金特約制度】

1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合、配当金をお支払いします。

ありません。

#### 【三大疾病特約制度・三大疾病特約制度オプション・退職後継続病気入院制度】

※退職後継続病気入院制度のみの加入はできません。

### 掛け金の払込

#### 【遺族年金特約制度】

2025年7月から取扱窓口が『株式会社日本共同システム』となります。

払込方法につきましては、年払いとなります。掛け金の払込につきましては、別途該当者に直接ご案内いたします。

#### 【三大疾病特約制度・三大疾病特約制度オプション】

2025年7月から取扱窓口が『有限会社愛知ライフサービス』となります。

払込方法につきましては、一括払いか年払いをご選択いただけますが、両制度にご加入の場合は、必ず払い方の統一をお願いいたします。(※三大疾病特約制度オプションにご加入の方は年払いのみの取扱いとなります。)

掛け金の払込につきましては、別途該当者に直接ご案内いたします。

途中解約された場合には、払込方法に限らず、残余期間分の掛け金はご返金いたします。

### 請求方法

#### 【遺族年金特約制度】

※請求いただく保険商品により請求先が異なりますのでご注意ください。

#### 【三大疾病特約制度・三大疾病特約制度オプション・退職後継続病気入院制度】

保険金・給付金の支払事由が生じた場合、退職者本人・配偶者・もしくはご家族の方から、お申し出ください。

必要提出書類につきましては、『株式会社日本共同システム』より送付いたしますので下記までご連絡ください。

### ご連絡先

#### 【遺族年金特約制度】

・ご退職から6月末まで

愛知県学校生活協同組合

〒460-0007 愛知県名古屋市中区新栄1-49-10 エフエムビル8F TEL: 052-261-7032

・7月以降

株式会社日本共同システム

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-11-18 711ビル8階 TEL: 0120-129-128

#### 【三大

# 遺族年金特約制度の取り扱いについて

遺族年金特約制度								
保険期間	1年間（2025年1月1日～2025年12月31日）で以後毎年1年ごとに更新します。 保険期間中に被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。 ただし、掛金の払込みが条件となります。							
掛金	ご指定の口座より振替します。（2025年4月～6月分はお振込み、7月中旬に2025年7月～12月分の6カ月分を振替。以後毎年12月中旬に翌年1月～12月分の1年分を振替） ※なお、2カ月以上滞納の場合脱退とみなします。							
継続加入の取り扱い	一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、この制度は、更新の際に、保険金額・受取人などの変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。							
保険金のお支払い	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p><b>高度障害状態とは</b></p> <table border="1"> <tr> <td>1.両眼の視力を全く永久に失ったもの</td></tr> <tr> <td>2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</td></tr> <tr> <td>3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</td></tr> <tr> <td>4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</td></tr> <tr> <td>5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</td></tr> <tr> <td>6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</td></tr> <tr> <td>7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</td></tr> </table> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの	2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
1.両眼の視力を全く永久に失ったもの								
2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの								
3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの								
4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの								
5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの								
6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの								
7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの								
お支払いできない場合について（解除・免責等）	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払いいただいた保険料についてもお返しできません）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</li> <li>●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</li> <li>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。）</li> <li>●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき</li> <li>●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</li> </ul> <p>1.死亡保険金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。）</li> <li>②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。）</li> </ul> <p>2.高度障害保険金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者の故意によるとき</li> <li>②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。）</li> </ul>							

遺族年金特約制度	
配当金	この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しするしくみになっています。 ※保険金のお支払いによる脱退等、中途脱退の場合、配当金はありません。（原則保険期間中の任意の脱退はできません。）
税法上の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>●掛金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。</li> <li>●本人の年金原資（死亡保険金額）はみなし相続財産とされ、相続税が課せられます。ただし、法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。</li> <li>●本人が受取る配偶者・子どもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。</li> <li>※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。</li> <li>●高度障害保険金は非課税です。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。</li> </ul>
申込方法	<p>所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。 退職年に限り、「退職者専用コース」への変更が必要なため、必ず専用申込書の提出が必要です。申込書の提出がなかった場合、脱退となります。</p>
年金の取り扱いについて	<p>1.年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に5年以上25年以内でご選択いただけます。（通常型確定年金です。） ●基本年金額は毎年、増加いたします。（増加率単利3%）</p> <p>2.配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。</p> <p>3.年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間分の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。</p> <p>4.年金のお支払い ●年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申出があった場合は、未払年金現価をお支払します。</p> <p>5.年金の対象と ●団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。</p>
自動更新の取り扱い	<p>継続する場合は、自動継続をしますので手続きは不要です。 また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額にて継続となります。 ※退職年に限り、「退職者専用コース」への変更が必要なため、必ず専用申込書の提出が必要です。申込書の提出がなかった場合、脱退となります。</p>

保険金のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ  
(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>) をご覧ください。  
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

# 「三大疾病特約制度」・「三大疾病特約制度オプション」について

三大疾病特約制度 三大疾病特約制度オプション			
保険期間	<p>&lt;三大疾病特約制度&gt;      &lt;70歳コース&gt;      2025年1月1日からご加入者（被保険者）が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで（ただし、年齢は保険年齢です。）      &lt;75歳コース&gt;      2025年1月1日からご加入者（被保険者）が保険年齢75歳になられた直後の契約応当日の前日まで（ただし、年齢は保険年齢です。）      &lt;三大疾病特約制度オプション&gt;      1年間（2025年1月1日～2025年12月31日）で以後毎年更新します。</p>		
保険金のお支払い	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。      引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p>		
解約返戻金	<p>&lt;三大疾病特約制度&gt;      この制度は保険期間中に脱退（解約）された場合、ご加入年齢・加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。</p>		
高度障害	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td style="background-color: #e0e0ff;">高度障害状態とは</td> <td>           1. 兩眼の視力を全く永久に失ったとき            2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき            3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき            4. 兩上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき            5. 兩下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき            6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき            7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき         </td> </tr> </table> <p>※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>	高度障害状態とは	1. 兩眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 兩上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 兩下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき
高度障害状態とは	1. 兩眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 兩上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 兩下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき		
お支払いできない場合について（解除・免責等）	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払いいただいた保険料についてもお返しできません）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</li> <li>●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</li> <li>●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</li> <li>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取り消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取り消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなることがあります。）</li> <li>●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき           <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 死亡保険金について               <ul style="list-style-type: none"> <li>①加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。）</li> <li>②契約者の故意によるとき</li> <li>③死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。）</li> </ul> </li> <li>2. 高度障害保険金について               <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</li> <li>②契約者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>③被保険者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		
リビング・ニーズ特約	<p>&lt;三大疾病特約制度&gt;      【保険金のお支払事由について】      ●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間（更新される場合は更新後の保険期間を含みます。）満了前1年間には、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。      ●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。      ●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。      余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求における被保険者の状態について行います。なお、次の場合は「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。      (1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求においては余命が6か月以内ではなくたと判断される場合      (2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合      【ご請求について】      ●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。      ●『死亡保険金』は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険（II型）」の死亡保険金額です。      ●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。      ●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。      【お支払金額について】      ●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する掛金の現価を差し引いた金額をお支払いします。      ●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。      (1) 被保険者の自殺行為によるとき      (2) ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき      (3) 戰争その他の変乱によるとき      ●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。      【三大疾病特約制度オプション】      【保険金のお支払事由について】      ●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間（更新される場合は更新後の保険期間を含みます。）満了前1年間には、リビング・ニーズ特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。</p>		

三大疾病特約制度 三大疾病特約制度オプション	
リビング・ニーズ特約（つづき）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。</li> <li>●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。      余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求における被保険者の状態について行います。なお、次の場合は「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。       <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求においては余命が6か月以内ではなくたと判断される場合</li> <li>(2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合</li> </ul> </li> </ul> <p>【ご請求について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。</li> <li>●『死亡保険金』は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険（II型）」の死亡保険金額です。</li> <li>●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。</li> <li>●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。</li> </ul> <p>【お支払金額について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する掛け金の現価を差し引いた金額をお支払いします。</li> <li>●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。</li> </ul> <p>【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払できない場合について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。</li> </ul> <p>【指定代理請求者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する掛け金の現価を差し引いた金額をお支払いします。</li> <li>●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。</li> </ul> <p>【三大疾病特約制度・三大疾病特約制度オプション共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する掛け金の現価を差し引いた金額をお支払いします。（ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の掛け金の現価を差し引きます。）</li> </ul> <p>【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払できない場合について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。</li> </ul> <p>【税法上の取り扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●掛け金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。</li> <li>●本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。      ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。      ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。</li> </ul> <p>【申込方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する掛け金の現価を差し引いた金額をお支払いします。</li> <li>●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。</li> </ul>
指定代理請求者	<p>&lt;三大疾病特約制度&gt;</p> <p>特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約、7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保険特約による保険金の受取人が被保険者の場合で、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が保険金を請求できない特別な事情（注）があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p> <p>&lt;三大疾病特約制度オプション&gt;</p> <p>特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約による保険金の受取人が被保険者の場合で、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が保険金を請求できない特別な事情（注）があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。</p> <p>&lt;三大疾病特約制度・三大疾病特約制度オプション共通&gt;</p> <p>（注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。</p> <p>指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次のいずれかの方となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者、もしくは3親等内の親族</li> </ul> <p>お支払いした保険金は、指定代理請求者にてなく、被保険者本人に帰属します。</p> <p>保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。</p> <p>ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することができます。</p> <p>指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。</p> <p>指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。</p>
税法上の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>●掛け金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。</li> <li>●本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。      ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。      ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。</li> </ul> <p>●高度障害保険金は非課税です。</p> <p>●特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金は非課税です。</p> <p>●解約返戻金は一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。      一時所得の課税対象額 = (解約時受取金 - 総払込保険料 - 50万円) × 1/2      ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。</p> <p>税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。</p>
申込方法	<p>&lt;三大疾病特約制度オプション&gt;</p> <p>所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。昨年度と同じ保険金額で継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。</p> <p>また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額で継続となります。</p> <p>&lt;三大疾病特約制度&gt;</p> <p>所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。</p>

# 「三大疾病特約制度」・「三大疾病特約制度オプション」について

## MEMO

三大疾病特約制度 三大疾病特約制度オプション	
年金の取り扱いについて	<p>1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。（定額型確定年金です）</p> <p>2. 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。</p> <p>3. 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。</p> <p>4. 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。</p> <p>5. 年金の対象となる保険金 ●無配当特定疾病保障定期保険（II型）の主契約保険金の全部または一部、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部 ●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。</p> <p>●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項（保険金の支払方法の選択）に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。</p>
自動更新の取扱い	<p>&lt;三大疾病特約制度オプション&gt;</p> <p>保険期間の満了日の2か月前までに更新されない旨のお申し出がない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。 ただし、保険期間満了日の翌日における保険年齢が70歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。 ※更新後のご契約の保険期間は1年です。 ※更新後の掛金は、更新時の年齢および保険料率により計算します。</p>

# 共通の取り扱いについて

＜遺族年金特約制度、三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション 共通＞

## 保険会社からのお願い・ご注意

＜保険金のご請求について＞

- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。

●保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

- ご請求があつた場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

＜改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について＞

- ご加入の本人・配偶者に被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。

●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。

●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

＜遺族年金特約制度＞

遺族年金特約制度についての退職者制度への移行加入は、年度末退職の方に限ります。詳しくはP1～P2をご確認ください。

＜三大疾病特約制度＞

※三大疾病特約制度についての退職者制度への移行加入は、年度末退職の方に限ります。詳しくはP1～P2をご確認ください。

掛金のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。ただし、保険期間中に退職等される際は、（新）年払の口座振替に変更、または退職時等に掛け金の一括払込みをしていただければ、残りの保険期間についてはご継続いただけます。なお、その後は掛け金の割引制度の適用がなくなりますので、掛け金が高くなる場合があります。

\*この保険には満期保険金はありません。 \*この保険には自動振替貸付制度はありません。 \*現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

＜三大疾病特約制度オプション＞

※三大疾病特約制度オプションについての退職者制度への移行加入は、年度末退職の方に限ります。詳しくはP1～P2をご確認ください。

掛け金のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。

\*この保険には満期保険金はありません。 \*この保険には自動振替貸付制度はありません。 \*現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

＜三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション＞

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり・約款」に記載されています。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田までお問い合わせください。

- 【ご契約のしおり・約款】記載事項の例】
  - お申込の撤回（クリーリング・オフ）について
  - 解約と返戻金について
  - 健康状態等の告知義務について
  - 保険金等をお支払いできない場合について
  - 契約内容の変更等について
  - 「生命保険契約者保護機構」について

- 【お取扱いできない事項の例】
  - 保険期間中の保障額の増額・減額はできません
  - 保険期間の変更はできません
  - 掛け金の払込方法の変更是できません

約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

【遺族年金特約制度、三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション】

個人情報に関する取扱いについて

＜契約者と生命保険会社からのお知らせ＞

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社）を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

－死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

＜遺族年金特約制度＞

※遺族年金特約制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

＜遺族年金特約制度＞

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

＜三大疾病特約制度＞

※この制度は生命保険会社と締結した7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（II型）契約に基づき運営します。

＜三大疾病特約制度オプション＞

※この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニーズ特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（II型）契約に基づき運営します。

＜三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション＞

当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剩余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますですが、この保険契約は剩余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

引受会社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

＜遺族年金特約制度、三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション 共通＞

【引受会社】 明治安田生命保険相互会社 中部公法人部 法人営業第一部

〒460-0003 名古屋市中区錦3-15-28 明治安田生命名古屋錦ビル3F TEL 052-951-9100・9115

# 請求時のお問い合わせ先(退職者制度に移行(加入)される方)

※12月末まで愛教組連合グループ保険に加入され、その後退職者制度に移行(加入)されない方は全て愛知県学校生活協同組合へお問い合わせください。

## ご退職から6月末日までのお問い合わせ先

### 1. グループ保険

＜死亡・高度障害保険金、入院給付金、入院保険金、通院保険金、手術給付金、手術保険金＞

### 2. 遺族年金特約制度

＜死亡・高度障害保険金＞

### 3. 三大疾病特約制度・三大疾病特約制度オプション

＜特定疾病保険金、死亡・高度障害保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金＞

愛知県学校生活協同組合

TEL: 052-261-7032

※保険金・給付金の支払対象事項が生じた場合、「グループ保険申請連絡票」、および事故の場合は「事故連絡票」をFAXにて学生協定で送信願います。

## 7月以降のお問い合わせ先

### 1. 普通傷害保険

明治安田生命保険相互会社 コミュニケーションセンター TEL: 0120-555-282

【受付時間】9:00～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます。）

### 2. 遺族年金特約制度

株式会社日本共同システム 団体保険コールセンター TEL: 0120-129-128

【受付時間】9:00～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます。）

### 3-1. 三大疾病特約制度

### 3-2. 三大疾病特約制度オプション

＜特定疾病保険金、死亡・高度障害保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金＞

有限会社 愛知ライフサービス TEL: 052-746-9431

【受付時間】9:30～16:30（土・日・祝日および年末年始を除きます。）

### 4. 退職後継続病気入院制度

＜入院給付金・手術見舞金＞

有限会社 愛知ライフサービス

TEL: 052-746-9431

【受付時間】9:30～16:30（土・日・祝日および年末年始を除きます。）

# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

遺族年金特約制度  
(年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険)

三大疾病特約制度  
(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

三大疾病特約制度オプション  
(リビング・ニーズ特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入)ください。

## ③ 配当金

遺族年金特約制度は1年ごとに収支計算を行ない、剩余金が生じた場合は配当金としてお返します。  
三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプションは、配当金はありません。

## ④ 脱退(解約)による返戻金

遺族年金特約制度、三大疾病特約制度オプションは、脱退(解約)による返戻金はありません。  
三大疾病特約制度は、保険期間中に脱退(解約)された場合、加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金が支払われる場合があります。

## ⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社  
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

## 契約概要【ご契約内容】

### ① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

### ② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
遺族年金特約制度	P14	P14	P7	P15
三大疾病特約制度			P9	P11、17
三大疾病特約制度オプション			P12	P12、17

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

### ① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

## ② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

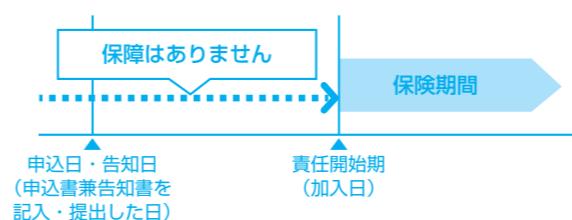
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただけたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできることもあります。

## ③ 責任開始期(加入日)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

### 新規加入の例

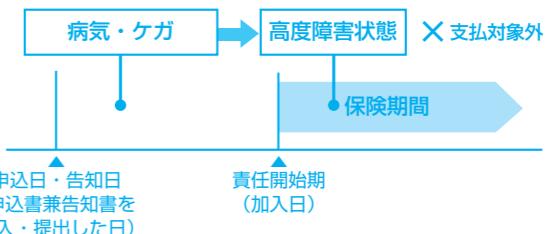


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

### ④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

## 高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプションについて、責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合や責任開始期(加入日)からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物(がん)」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

遺族年金特約制度 P15

三大疾病特約制度 P11、17

三大疾病特約制度オプション P12、17

### ⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

### ⑥ ご照会・ご相談窓口

#### 加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

明治安田生命保険相互会社

中部公法人部法人営業第一部

ご照会窓口 052-951-9115

受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00～17:00

## 告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社  
団体保険ご照会窓口 0120-661-320  
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・  
年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## ⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などの請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプションについては、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

## MEMO